

## 令和4年第11回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日時場所

令和4年11月11日（金）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

9名

### 3. 出席委員

1番	正木善昭	2番	大井栄一
4番	三須清一	5番	宮久保勝
6番	森茂	7番	川村泉治
8番	根本博	9番	大炊三枝子
10番	田口忠		

### 4. 欠席委員

3番 中野 栄

### 5. 出席事務局職員

局 長	柏木幸昌
農地係長	遠藤幸廣
主任主事	片桐圭悟
主 査	富塚隆則

### 6. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

#### 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する  
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する  
専決処分について

- 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出書について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第5号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第5条）

**三須清一会長** 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、総会へのご出席お疲れ様です。

また、先月のブロック別研修会へご参加いただき、大変お疲れ様でした。

ただいまから令和4年第11回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

7番 川村泉治委員

8番 根本博委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の片桐主任主事を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第2号までの合計2議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

**三須清一会長** 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年11月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

申請地は、〇〇〇及び〇〇〇字〇〇〇地先の地目、田2筆です。面積は2,969平方メートルの所有権を移転するものです。

〇〇〇の所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から北東側約1,400メートルに位置し、〇

〇〇字〇〇〇は〇〇〇〇〇〇〇〇から東側約400メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の3ページ、4ページを御覧ください。

譲受人は〇〇〇〇〇〇の方で、譲渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

近隣市に住んでいることから農地管理が容易なため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**川村泉治調査会長** 議案第1号について、調査結果を報告いたします。

第1調査会で譲受人、譲渡人立会いの下、現地調査を行い審議をいたしました。

譲受人の経営耕地面積は、借受け地を含め約0.7ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間50日で、父と母が200日、妹が50日です。トラクターを保有しています。

農地については、全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年11月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料は12ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇地先の地目、田5筆、畑2筆、合計7筆です。面積は4,280平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇から西南側約500メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の16ページを御覧ください。

譲受人は社会福祉法人阜仁会で、譲渡人は〇〇〇の方です。

計画書では、譲受人の社会福祉法人阜仁会が運営する特別養護老人ホームのスタッフを増員することになったが、スタッフ及び関係者等駐車場が不足しており、近隣に適地があったことから譲受人が農地を取得し、駐車場とするため所有権を移転するものです。

場内は碎石舗装することから、用水施設、汚水、雑排水施設等は設置せず、雨水は敷地内に自然浸透で処理する予定です。

隣接地に農地はありません。

資金については、全額自己資金で対応するものとして金融機関の残高証明書で確認しています。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**川村泉治調査会長** 議案第2号について調査結果を報告いたします。

第1調査会で譲受人、譲渡人及び代理人等の立会いの下、現地調査を行い審議いたしました。

申請地は〇〇字〇〇地先の地目、田5筆、畑2筆、計7筆、面積は4,280平方メートルの現地を確認してきました。

譲受人は、社会福祉法人阜仁会が経営する特別養護老人ホームに隣接し、施設スタッフ及び関係者用として駐車場〇〇〇台を整理するため、所有権を移転し、農地転用を行うものです。

当該地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

目的の実現の確実性については、資金も自己資金であり、問題はありません。

以上のことから、農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たし、現地調査では隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上でございます。

**三須清一会長** これより議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見のある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは、報告いたします。

報告は、第1号から5号までの5件です。

報告第1号は「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、3件受理しました。届出事由は、道路が2件、共同住宅が1件です。

報告第2号は「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、6件受理しました。届出事由は、住宅が3件、駐車場が1件、道路が1件、宅地分譲が1件です。

報告第3号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、1件受理しました。届出事由は、相続です。

報告第4号は「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、2件受理しました。通知の事由は、転貸を受けたものへの売買と別の担い手への転貸です。

報告第5号は「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」で、1件受理しました。許可相当と認めると答申されました。

以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から第5号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、令和4年第11回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。